

令和6年分 年末調整について

税理士 北澤 淳

公益財団法人 日本税務研究センター

令和6年分の年末調整について

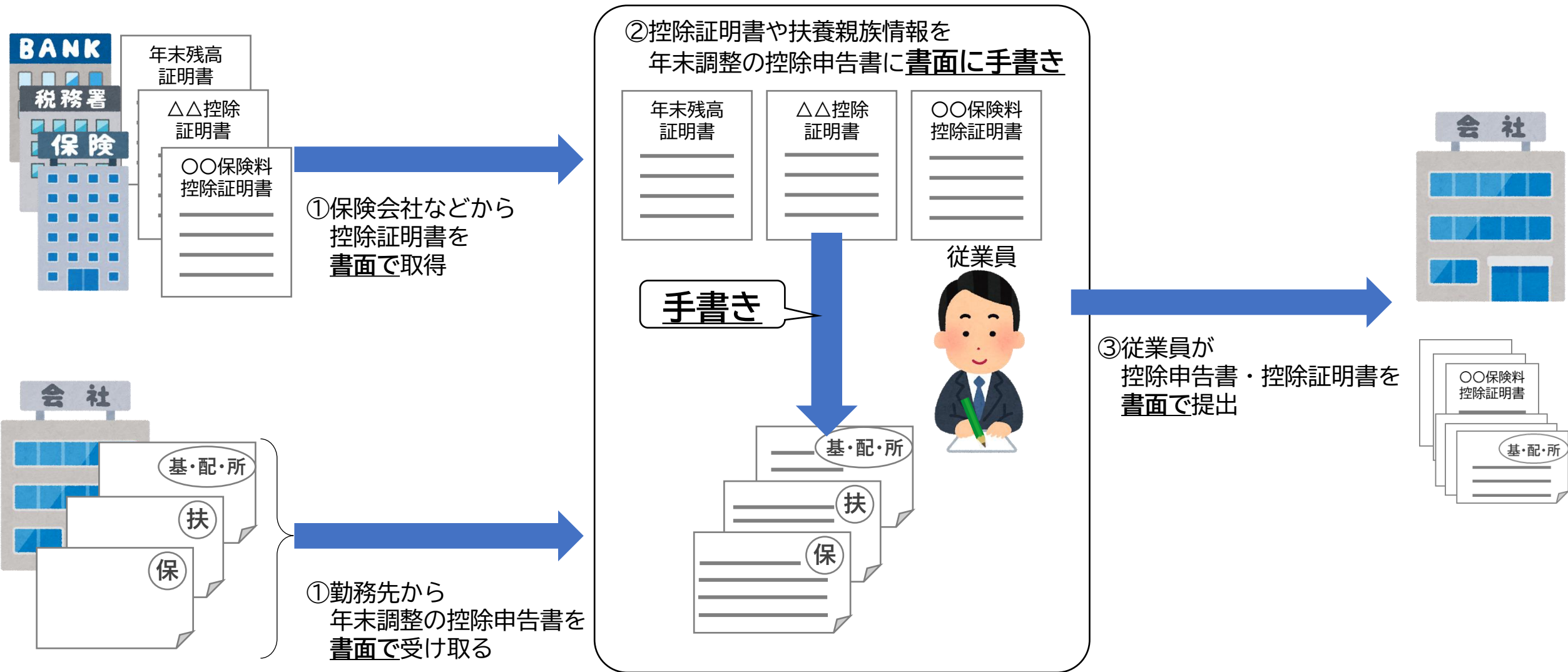
今年から年末調整のやり方が変わります！

<目次>

- 1 これまでの年末調整..... P 3
- 2 これからの年末調整..... P 4
- 3 データ化によるメリット..... P 5
- 4 従業員のみなさんに行っていたきたいこと..... P 6 ~ 1 3**
- 5 よくある質問..... P 1 4

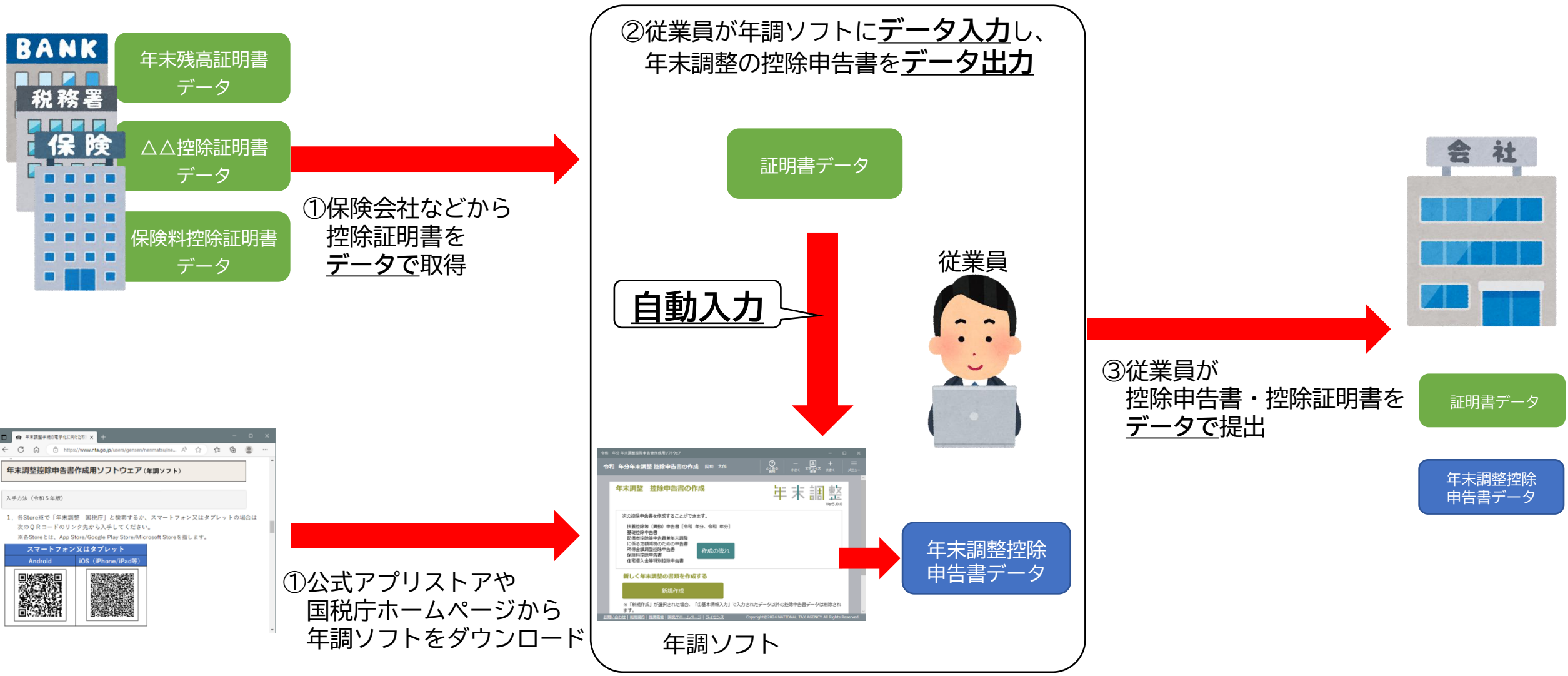
1 これまでの年末調整 : 紙による作業

❖ 手書き必要！紙の提出必要！



2 これからの年末調整 : データによる作業

❖ 手書き不要！紙の提出不要！



3 データ化によるメリット



これまで

- 手書きでの書類作成が手間
- 控除額の計算が難しい
- 書類提出をするために出社が必要
- 証明書の保管が手間、紛失するリスクがある



これから

- 手書きでの書類作成が不要！
- 控除額はソフトが自動計算！
- テレワーク中の従業員もメール等で提出可能！
- マイナポータル連携を利用すれば、
保険料等の証明書をまとめて取得可能！

4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと（1）

① 年調ソフト※1の入手

(1) 各ストア※2で「年末調整 国税庁」と検索するか、スマートフォン又はタブレットの場合は、次のQRコード※3から入手してください。

- ※1 「年調ソフト」とは、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に各種の控除申告書を作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が無償で提供するソフトウェアです。
- ※2 各ストアとは、App Store/Google Play Store/Microsoft Storeを指します。
- ※3 QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

Google Play Store



App Store



【参考】年調ソフト（操作画面）



国税庁HP
年末調整手続の電子化に
向けた取組について



(2) 各ストアからの入手ができないパソコンをご利用の方は、国税庁HP（年末調整手続の電子化の取組について）から入手してください。

URL : <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>

- ・Microsoft、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
- ・Apple、iPhone、Mac OS は、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。iPhone の商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and c 2018 Apple Inc. All rights reserved.
- ・Androidは、Google LLC の登録商標です。
- ・その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。

4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと (2)

② 保険料控除証明書データの取得

データ取得は2つの方法があります。ご契約の保険会社等がいずれの方式を採用しているかは、次のQRコードからご確認ください。



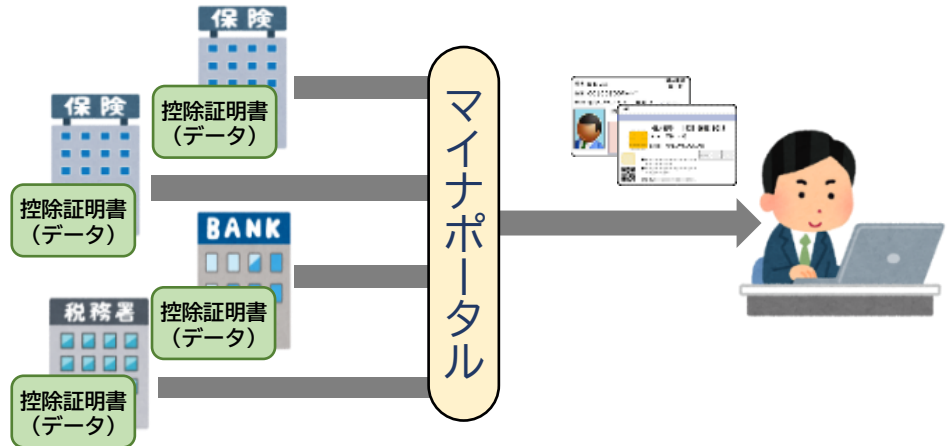
マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>



保険料に係る電子控除証明書の発行主体一覧
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_06.htm

○取得方法

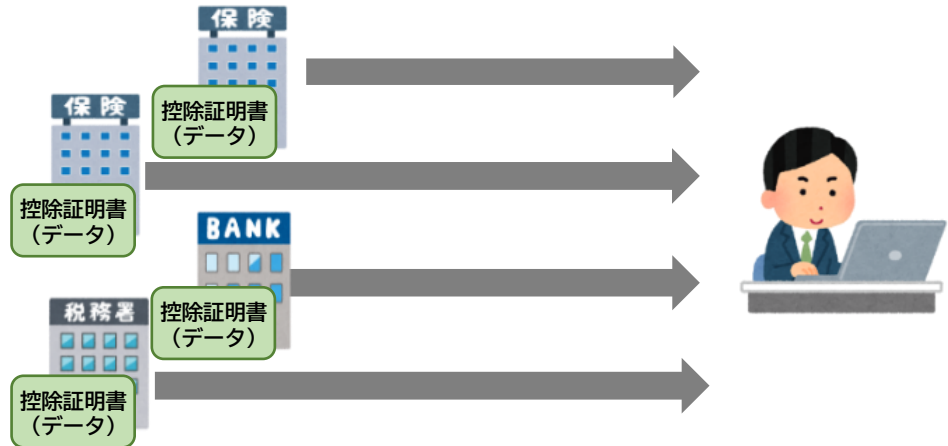
A マイナポータル連携により一括取得する方法 (9ページ～)



年調ソフトでの控除申告書作成中に、マイナンバーカードを利用して控除証明書等データを一括取得し、自動入力します。

- 複数の保険会社等の情報を一括取得・自動入力
- 保険会社等との連携設定を行えば翌年以降設定不要
- × マイナポータル、民間送達サービスの開設など事前準備が必要

B 保険会社等のお客様ページから取得する方法 (13ページ)



- マイナンバーカードを持っていない従業員でも可能
- × 複数の保険会社等に毎年アクセスが必要
- × ダウンロード後、年調ソフトへのアップロードが必要

※ 証明書をデータで取得できない場合は、これまでどおりハガキ等で届いた証明書をご利用ください。

4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと (3)

② 保険料控除証明書データの取得

ご契約の保険会社等が電子交付に対応していない場合、保険会社等から送付されている控除証明書ハガキ等の内容を「年調ソフト」に入力します。

生命保険料控除証明書 (一般用)	
証明年度	令和〇年
保険期間	終身
ご契約者	国税 太郎
適用制度	旧制度
証明額	XXXXXX円
	⋮

令和 年分 保険料控除申告書 国税 太郎

① 基本情報入力 ② 扶養控除等(異動) 令和 年分 ③ 扶養控除等(異動) 令和 年分 ④ 所得金額調整控除 ⑤ 基礎控除 ⑥ 配偶者控除等・定額減税 ⑦ **保険料控除** ⑧ 住宅借入金等特別控除 ⑨ 内容確認 ⑩ 保存・出力

令和 年分の保険料控除申告を入力してください。
※一時保存等のボタンを押下しないで別の画面へ遷移した場合やソフトウェアを終了した場合は、当該画面で入力途中のデータは保存されません(一度保存が完了している情報は消えません)。

**生命保険料控除証明書の入力
(一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)**

団体区分 団体契約である
※団体契約の場合はチェックを入れてください

保険の区分 必須

保険会社名 必須

保険等の種類 必須

保険期間または年金支払期間 必須

契約者氏名(全角) 必須

保険金等の受取人氏名(全角) 必須

新・旧の区分 必須

あなたが令和6年中に支払った保険料などの金額(半角) 円 必須
※分配を受けた余剰金等を控除した後の金額

4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと（4）

②A マイナポータル連携による取得

- マイナンバーカードが必要
- 複数の保険会社等の証明書データを一括で取得、自動入力可能

【手順1】 マイナンバーカードの取得をします。（申請から1か月程度かかります。）

【手順2】 マイナポータルの開設（登録）
マイナポータル（右のQRコード）の「やること」から
利用者登録を行います。URL：<https://myna.go.jp>

※マイナンバーカードの読み取り用ICカードリーダーライター（又は対応スマートフォン）が必要です。
対応スマートフォン一覧 URL：<https://www.jpki.go.jp/prepare/pdf/nfclist.pdf>

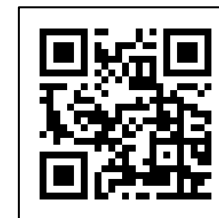
【手順3】 マイナポータル（外部サイトとの連携）で以下のサービスとの連携を設定します。

- 控除証明書、年末残高証明書・・・「e-私書箱」又は「My Post」
どのサービスと連携するかは、次のQRコード又はURLからご確認ください。

URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

- 住宅ローン(借入金等特別)控除証明書・・・「e-Tax」
右のQRコード又は次のURLから設定方法をご確認ください。
URL：<https://www.e-tax.nta.go.jp/kakunin/jukarituuchi.htm>

マイナポータル
（トップ）



J-LIS
（対応スマートフォン一覧）



マイナポータル連携可能な
控除証明書等発行主体一覧



e-Tax
（電子通知等について）



4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと（5）

②A マイナポータル連携による取得

【手順4】手順3でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います。

- 保険料控除証明書・年末残高証明書・小規模企業共済等掛金控除証明書（e-私書箱の場合）
保険会社等の「マイナポータル手続き」（保険会社等により名称が異なる場合があります）から連携設定を行います。

イ. 利用者登録

- (イ) 「マイナポータル手続き」の「利用申込み」から、メールアドレスを入力し、保険会社等からのメールを受領。
- (ロ) メールに記載されたURLにアクセスし、「マイナンバーカード」をICカードリーダー（又は対応スマートフォン）で読み取り本人確認。続いて、契約者確認のためにマイナンバーカードから契約者基本情報（氏名・住所・生年月日・性別）を読取。
- (ハ) 契約している保険の証券番号等を入力し、利用申込。
- (二) 申込完了



※保険会社のHPより抜粋

4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと（6）

②A マイナポータル連携による取得

【手順4】手順3でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います。

- 保険料控除証明書・年末残高証明書・小規模企業共済等掛金控除証明書（e-私書箱の場合）（続き）
保険会社等の「マイナポータル手続き」（保険会社等により名称が異なる場合があります）から連携設定を行います。

□. e-私書箱連携

- (イ) 利用者登録完了メールに記載されたURLにアクセスし、「ログイン」をクリック。
- (ロ) マイナンバーカード読取。
- (ハ) e-私書箱へのログイン
 - ・「e-私書箱連携を行いますか？」のポップアップウィンドウで「はい」をクリック。
 - ・電子ポスト画面で「e-私書箱につなぐ」をクリック
 - ・e-私書箱ログイン画面で「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」をクリックし、ログイン方法選択画面からログイン。
- (ニ) 企業連携同意にチェックを入れて、「連携」をクリックし、次に表示される画面で連携済サービスとなっていることを確認。

4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと（7）

②A マイナポータル連携による取得

【手順4】手順3でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います。

➤ 住宅借入金等特別控除証明書（e-Tax）

【対象者】 平成31年1月以降、新規に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる方で、マイナンバーカードなどの電子証明書を利用してe-Taxにより令和元年分以降の確定申告書を提出する方

【申請方法】 電子証明書を利用して令和元年分以降の確定申告書を作成する際に、「（特定増改築等の）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」等において、「控除証明書について、電子情報処理組織（e-Tax）による交付を希望する」欄を選択し、確定申告書とともにe-Taxで送信すること

上記手順を実施後、「年調ソフト」での年末調整書類作成の際に「マイナポータル連携」を選択すれば控除証明書データを取得できます。

4 従業員のみなさんに行っていただきたいこと（8）

②B 保険会社のウェブサイトから取得

- 保険会社のウェブサイトで「お客様ページ」の開設が必要となることが多い
- 控除証明書データをダウンロードして、「年調ソフト」にアップロードする

【手順1】 保険会社のウェブサイトアクセス

【手順2】 保険料控除証明書の電子発行を選択

（保険会社によっては、「保険料控除証明書の再発行」）

保険会社のウェブサイトの案内に従って保険料控除証明書をダウンロードします。

（ファイルの形式は「xml」という形式です。）

上記手順を実施後、「年調ソフト」での年末調整書類作成の際にダウンロードしたファイルを選択することで、控除証明書データをインポートできます。

5 よくある質問

1. 年末調整手続の電子化のメリットとして、控除証明書等データを利用すると勤務先でのチェック事務が不要となるというものがありますが、なぜチェックしなくても大丈夫なのでしょう

〔答〕 年末調整申告書作成の際、控除証明書等データをインポートすることにより、その控除証明書等データに記録された内容が年末調整申告書に自動入力されます。**控除証明書等データについては、発行者である保険会社等の電子証明書が付される**こととなっており、データの改ざんがあればシステムで検知することができます。また、**年調ソフトにおいては、控除額の計算に影響する保険料の金額について自動入力後に記載内容が修正された場合、修正を行ったことが分かるようになっています**。結果として、保険会社等が控除証明書等データを発行してから勤務先に提出されるまで何らかの改ざんがある場合には分かるようになっていますので、控除証明書等データから自動入力されたものについてはチェックが不要となります。

5 よくある質問

2. 勤務先の年末調整手続きが電子化されることにより、保険料控除証明書をデータで取得し、年末調整申告書をデータで提供するように指示があったため調べたところ、私が契約している保険会社が保険料控除証明書のデータ交付に対応していなかったのですが、どうしたらよいですか。【令和6年10月更新】

〔答〕あなたが契約している保険会社が保険料控除証明書のデータ交付に対応していない場合には、これまでどおり書面の保険料控除証明書のみが交付されます。書面の保険料控除証明書のみが交付された場合、その書面の保険料控除証明書に記載された内容を、**年末調整申告書作成用のソフトウェアへ手入力して保険料控除申告書データを作成し、勤務先に提供してください。**なお、**入力した書面の保険料控除証明書については、その保険料控除申告書データの提出の際に、勤務先に提出又は提示する必要があります**

5 よくある質問

3. 税務署から発行される住宅ローン控除証明書をデータで取得する場合に必要な手続きはありますか。【令和6年10月更新】

〔答〕年末調整において住宅ローン控除を受ける場合には、居住開始年分の確定申告において住宅ローン控除の適用を受ける必要があります。**住宅ローン控除証明書をデータで取得するためには、居住開始年分の確定申告書について、e-Taxにより提出すること、及び提出の際に翌年分以降の住宅ローン控除証明書については、e-Taxによるデータでの交付を希望することが必要となります。**※ 上記の手続を行っていただいた方については、翌年以降、住宅ローン控除証明書データをe-Taxのメッセージボックスを通じて取得することができるようになります。また、住宅ローン控除証明書データについては、マイナポータル連携により取得することもできます。なお、**居住年が平成30年以前の場合には、勤務先にデータにより提供することはできませんのでご留意ください。**※ **当初の確定申告の際に e-Tax によるデータでの交付を希望していなかった場合でも、所轄の税務署長あて「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書」を提出することにより、電子交付を受けることが可能となる場合があります。**

5 よくある質問

4. 私が加入している生命保険は年払い契約となっており、毎年12月に年間の保険料を支払っています。これまでは保険会社から送付される「支払予定額のお知らせ」というハガキをもとに保険料控除申告書を作成していましたが、この「支払予定額のお知らせ」についても電子化されるのでしょうか。

〔答〕年払い契約の保険などで、控除証明書作成時点（おおむね9月頃）ではまだ保険料の支払時期が到来していないものについては、年末調整の時期に保険会社から「支払予定額のお知らせ」といった通知があり、支払時期到来後に保険料控除証明書が送付されていると思います。お尋ねの「**支払予定額のお知らせ**」は電子化の対象とされていないことから、年末調整申告書の提出期限までに保険料の支払時期が到来せず、保険料控除証明書がデータ取得できなかった場合は、その「**支払予定額のお知らせ**」に基づき保険料の額等について年調ソフト等に**手入力**していただく必要があります。

5 よくある質問

5. 私は毎年の年末調整で、生計を一にしている配偶者が契約者となっている生命保険に係る保険料について保険料控除申告書に記載してきたのですが、配偶者名義の控除証明書等データについてマイナポータル連携で取得し、自動入力することはできるのでしょうか。【令和5年10月更新】

〔答〕 **生計を一にする配偶者等が契約者となっている生命保険に係る保険料等であっても、法律上の要件を満たしていれば控除の対象とすることができます。** この場合の配偶者等の控除証明書等データの取得方法は以下のとおりです。① 配偶者が自身のマイナポータルにログインし、あなたを「代理人」とする設定を行います（設定の際にはあなたのマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンも必要となります。）。② あなたが年調ソフト等で年末調整申告書を作成中に「マイナポータル連携」を実行すると、あなた自身の控除証明書等データを取得するか、被代理人（この場合は配偶者）の控除証明書等データを取得するかを選択する画面が表示されます。③ 被代理人を選択し、あなたのマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を利用してマイナポータル連携を行い、配偶者の控除証明書等データを取得します。その後、もう一度マイナポータル連携を起動し、今度はあなた自身の控除証明書を取得することを選択し、控除証明書等データを取得してください。

5 よくある質問

6. 年末調整手続を電子化することについて、従業員への周知はいつ頃までに行っておく必要がありますか。

〔答〕従業員がマイナンバーカードを取得するための期間や、民間送達サービスの開設のために要する期間を考慮すると、年末調整手続電子化の初年度においては、**年末調整の時期のおおむね2か月前には周知**していただいたほうがよいと考えられます（〔問4-4〕及び〔問4-8〕参照）。

5 よくある質問

7. 年末調整関係書類をデータで提供させるに当たり、従業員から事前に承諾等を受けておく必要はありますか。【令和6年10月更新】

〔答〕 年末調整関係書類をデータで提供させるに当たって、従業員から事前に承諾等を受けておく必要はありません。

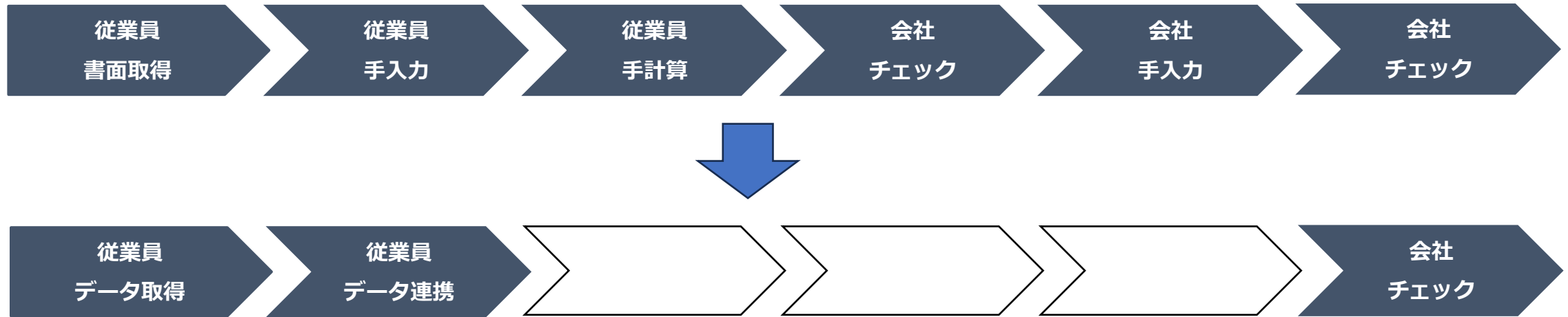
（参考） 源泉徴収票や給与明細についてデータにより交付する場合は、事前に従業員の承諾を受ける必要があります。

5 よくある質問

8. 税務署への申請は必要ですか。【令和6年10月更新】

〔答〕年末調整手続を電子化する場合、従業員から提供された年末調整申告書をデータで受領することとなりますが、データを受領するに当たっては、従来は事前に税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要がありました。が、**令和3年4月1日以降に従業員からデータで年末調整申告書を受領する場合は、申請が不要となりました。**ただし、従業員から年末調整申告書及び控除証明書等をデータにより提供を受けるためには、電磁的方法による提供を受けるために必要な措置及び電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするために必要な措置が必要となります。

6 さいごに



● 令和7年1月に、令和7年以降年末調整を電子化する案内

⇒ 従業員がマイナンバーカードを取得する時間ができる

⇒ 従業員が住宅ローン控除適用初年度の確定申告をe-taxにより行うことにより、控除証明書を電子取得できる

⇒ 会社が年末調整の電子化に向けた準備をしなければならないなくなる